

議会運営委員会会議録

(令和8年2月27日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年2月27日（金）
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次	委員	金繁典子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉田茂生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 土居章二 主幹 尾川美保

説明のため出席した者

(総務課)

課長 濱哲也

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (3) 請願・陳情等の取扱いについて
- (4) 追加議案について
- (5) 各委員会等の開催について
- (6) 議会に関する確認について
- (7) その他

開会 10時00分

閉会 11時45分

○**鷹野副委員長** 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから3月議会に伴います議会運営会を開会いたします。

まず最初に委員長挨拶をお願いいたします。

○**原田委員長** 皆さん、おはようございます。今日は議会運営委員会の開催ということで、御案内をいたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

ちょうど2日ほど前にまとまった雨が降りまして、どうも愛南町では60ミリを超すような雨が合ったというふうに報告を受けております。これで差し向き渇水の心配もなくなったのではないかというふうに考えております。安堵しておるところでございます。

今日は、今日の議運は来月6日から3月定例が始まります、その定例議会を中心に協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○**鷹野副委員長** それでは、議事進行につきましては、委員長の進行でお願いいたします。

○**原田委員長** それでは早速、協議事項に入ります。

まず、議事日程についてですが、会議録署名議員は9番の金繁議員、10番の鷹野議員でお願いいたします。

次に、会期の日程ですが、3月6日から3月19日の14日間です。

続いて、諸般の報告、議長活動状況報告は初日に、そして例月出納検査報告も初日に、陳情等の取扱い報告も初日、そして議員派遣結果報告も初日に行いたいと思っております。なお、この議員派遣結果報告については、議会広報研修と、議会報告会の2件を、時間短縮のため議長から研修名等を述べた上で、お手元に配付のとおりと報告をしていただきたいと思いますと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** はい、そのようにいたします。

次に、所管事務調査の件なんですが、総務文教常任委員会から、鷹野委員長より、3月6日の初日に報告をお願いいたします。

次に、議会広報特別委員の報告では、金繁委員長より、これも3月6日の初日に報告をしていただきます。

次に、議案の概要説明とその取扱いについてですが、理事者提案に関するものが36案ございます。承認が1案、条例の制定・改正が12案、財産が1案、補正予算が9案、当初予算が9案、その他3案、諮問が1案ございます。

それでは、理事者提案に係る議案について、最初に総務課長から条例、財産、諮問、その他の議案について説明をお願いいたします。

濱総務課長。

○**濱総務課長** それでは、私が関連する議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。

初めに、第4号議案、愛南町行政手続条例の一部改正について説明をします。

本案は、令和8年5月21日に施行される行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合、公示事項をインターネットを通じて公表することができるようにするため、本条例を一部改正いたしたく提案するものであります。

当日は、私が提案説明を行います。

次に、第5号議案、愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をします。

本案は、本町の非常勤特別職の費用弁償について、日当を廃止するとともに、報酬の見直しを行うため、条例の改正をするものであります。このことにつきましては、2月20日の議員

全員協議会において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明を行います。

続いて、第6号議案、愛南町課設置条例の一部改正について説明をします。

本案は、本町の重要課題に迅速かつ的確に対応し、持続可能な町政運営を推進するため、組織再編を行うものです。一部の課名を変更し、及び複数の課の分掌事務を変更するよう本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。これにつきましても、2月20日の全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明を行います。

一覧表一つ飛びまして、第8号議案、愛南町国民健康保険税条例の一部改正について説明をします。

本案は、愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、愛南町の国民健康保険税の適正化を図るため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。本案も2月20日開催の全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、山本税務課長が説明を行います。

続いて、第9号議案、愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明をします。

本案は、電気通信事業法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものです。

当日は、飯田町民課長が説明を行います。

続いて、第10号議案、愛南町保健福祉センター条例の一部改正について説明をします。

本案は、城辺保健福祉センター浴室の開設日時を実状に合わせて改めるほか、児童発達支援センターの併設に伴い、業務の内容を追加するため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。本案も2月20日開催の全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、中川保健福祉課長が説明を行います。

続いて、第11号議案、愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をします。

本案は、児童福祉法等の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正いたしたく提案するものです。本案につきましても2月20日の全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

続いて、第12号議案、愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をします。

本案は、児童福祉法の一部改正により、こども家庭庁関係内閣府令の設備等に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正いたしたく提案するものです。本案も2月20日開催の議員全員協議会において説明しております。詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

続いて、第13号議案、愛南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をします。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに創設された乳児等通園支援事業の適切な運営を確保するため、条例を制定するものであります。本案も2月20日、全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

続いて、第14号議案、愛南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の

制定について説明をします。本案は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、新たな通園給付として創設された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。本案も2月20日開催、全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

続いて、第15号議案、愛南町火災予防条例の一部改正について説明をします。

本案は、令和6年1月1日に発生した輪島市の大規模火災を受け、住宅における火災予防を推進するため、本条例の一部を改正したく提案するものであります。

当日は、立花消防長が説明を行います。

続いて、第16号議案、財産の取得について説明をします。

本案は、職員用端末にインストールされているソフトウェア Microsoft Office を更新するものですが、その予定価格が700万円を超えるため提案するものであります。2ページに一覧表をお示ししております。

当日は、私が提案説明を行います。

議案番号が飛びますが、次に、第36議案、愛南町子どもの居場所 b & g あいなんの指定管理者の指定について説明をします。

本案は、愛南町子どもの居場所 b & g あいなんの運営管理について、令和8年度より新たに指定管理者制度を導入するものです。本案も2月20日開催の全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

続いて、第37号議案、愛南町御荘夢創造館の指定管理者の指定について説明をします。

本案も、愛南町御荘夢創造館の管理運営について、令和8年度より新たに指定管理者制度を導入するものです。これにつきましても2月20日、全協において説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

当日は、土居子育て支援課長が提案説明を行います。

最後に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をします。

議案書は紙媒体になります。一番下ですね。

人権擁護委員の委嘱につきましては、町長が議会の意見を聴き、候補者を法務局に推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

現人権擁護委員のうち、城辺地域の鈴木文博氏が今年、6月30日で任期満了となります。後任候補者として、飯田豊一氏を新たな候補者として推薦するものであります。参考資料は、それぞれの裏面に経歴等を記載しております。

当日は、中村町長が提案説明をする予定です。

以上で私からの説明を終わります。

○原田委員長 ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明について何か御質疑等はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田委員長 ないようですので、続いて企画財政課長より、承認、補正予算、当初予算の議案について説明をお願いいたします。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、承認第1号、専決処分第1号の承認を求めることについて、令和7年度愛南町一般会計補正予算(第6号)について、1月補正予算(専決)概要説明書により説明します。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正は、衆議院議員総選挙費と御荘霊苑の緊急工事に必要となった3,583万円の

追加であり、予算総額を205億3,120万3,000円とするものです。早急な事務処理が必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。歳入歳出ともに増額する費目については掲載のとおりです。4ページに歳出の詳細説明を添付しています。

当日は、木原副町長が提案説明をします。

続きまして、第7号議案、愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを説明いたします。

本案は、新町建設計画の計画期間が終了したことに伴い、附属機関である愛南町地域審議会を設置期間が終了するため、当該審議会を削除する所要の改正となっております。

当日は、私が提案説明をします。

第17号議案、令和7年度愛南町一般会計補正予算(第7号)についてから、第25号議案、令和7年度愛南町下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの補正予算9議案について、令和7年度3月補正予算概要説明書により説明いたします。

概要説明書の3ページ、令和7年度3月補正予算会計別総括表を御覧ください。

一般会計については、歳入歳出それぞれ8億8,709万2,000円を減額し、総額を196億4,411万1,000円とするものです。歳入歳出の款別の増減額及び主な内容は7ページ、8ページのとおりです。9ページ以降に歳出事業の詳細説明を掲載しておりますので後ほど御確認ください。

当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、国民健康保険特別会計ですが、3ページに戻っていただき、総括表に掲載のとおり808万8,000円を減額し、総額を27億7,501万9,000円とするものです。

後期高齢者医療特別会計は、2,813万8,000円を増額し、総額を4億3,586万8,000円とするものです。

以上2議案について、当日は飯田町民課長が提案説明をします。

介護保険特別会計は、1,030万円を減額し、総額を32億7,144万1,000円とするものです。

当日は、大間知高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、温泉事業等特別会計は、48万2,000円を減額し、総額を1億1,843万7,000円とするものです。

当日は、松本一本松支所長が提案説明をいたします。

旅客船特別会計は債務負担行為のみの計上となっております。

当日は、伊田西海支所長が提案説明をします。

ページ中ほどの上水道事業会計は、歳入では、水道事業収益において1,272万円の減額、資本的収入において2,630万円の減額としております。歳出では、水道事業費用において1,272万円の減額、資本的支出において833万円を減額しております。

当日は、中道水道課長が提案説明をします。

病院事業会計は、歳入の病院事業収益において、予算更生をし、資本的収入を38万7,000円の減額、歳出の資本的支出において196万6,000円の減額をしております。

当日は、近田一本松病院事務長が提案説明をします。

下水道事業会計については、歳入では、下水道事業収益において175万5,000円の減額、資本的収入において3,453万7,000円の減額としております。歳出では、下水道事業費用において331万5,000円の減額、資本的支出において3,861万6,000円を減額しております。

当日は、谷岡環境衛生課長が提案説明をします。

以上、令和7年度補正予算9議案の説明です。

続いて、第26号議案、令和8年度愛南町一般会計予算についてから、第34号議案、令和8年度愛南町下水道事業会計予算についてまでの9議案について説明をします。令和8年度愛南町当初予算説明資料に沿って説明をいたします。

最初に、4ページを御覧ください。

こちらには、当初予算編成に当たっての方針を掲載しております。6ページから8ページでは、令和8年度当初予算と総合計画の政策ごとの概要を記載しております。また、9ページから25ページには、政策ごとの事務事業一覧を掲載しております。

次に、26ページでは、一般会計をはじめ、各特別会計の予算規模を記載しております。表上段の一般会計予算については、令和8年度予算額は166億8,400万円で、令和7年度に比べ13億6,200万円、7.5パーセント減額した予算となっております。

27ページから29ページでは一般会計の歳入の概要を、30ページから32ページでは一般会計の歳出の概要を記載しております。35ページから492ページまでは、主要事業の概要を掲載しております。

当日は、中村町長が提案説明します。

次に、特別会計ですが、26ページに戻ってください。

国民健康保険特別会計から旅客船特別会計までの予算について掲載しております。これらの会計については、一般会計と同様に、特別会計当初予算説明資料を添付しております。

当日は、木原副町長が一括して提案説明をします。

また、企業会計については、上水道事業会計は中水道課長、病院事業会計は近田一本松病院事務長、下水道事業会計は谷岡環境衛生課長が提案説明をします。

続きまして、第35号議案、愛南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを説明します。

先般の議員全員協議会で説明したとおり、令和7年度をもって計画期間が終了するため、新たに令和8年度からの5か年の計画を策定するものです。ソフト事業・ハード事業、182事業を掲載しています。

当日は、私が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○原田委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそれで終わります。

続いて、議会提案に関するものが1案ございます。条例の改正が1案。これは議会広報常任委員会の設置に関する委員会条例の一部改正です。改正後、議会広報常任委員会委員の選任についてを、追加日程第1として、議事日程に追加をいたします。

次に、議案の審議方法なのですが、一括提案といたしまして、第26号議案から第34号議案までの当初予算については、続けて9議案の提案説明を町長、副町長、水道課長、病院事務長、環境衛生課長とし、質疑、討論、採決は別々に、最終日の19日に行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 そのようにいたします。

続いて、補正予算の質疑の方法なのですが、第17号議案、一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 続いて、第18号議案から第22号議案までの特別会計補正予算については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、第23号議案から第25号議案までの事業会計補正予算については、予算書全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、当初予算の質疑の方法なのですが、第26号議案、一般会計予算については、歳出については、1から4款、そして6から8款、9から14款の3つに区切りまして、それぞれ3回、そして歳入は全般を通じて3回、歳入歳出で質疑済みを除く予算書全般で3回、質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、第27号議案から第31号議案までの特別会計予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、第32号議案から第34号議案までの事業会計予算については、予算書全般を通じて質疑を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 次に、請願・陳情等の取扱いについてですが、受理件数は3件です。陳情一覧表のとおり、3件出ておりますので、この陳情等について御意見等がありましたらお願いします。尾崎委員。

○尾崎委員 3件出ておりますが、中の第10号ですね、陳情第10号についてちょっと内容を確認させていただきたいんですけども。ちょっと内容が分かりにくいもので、結論として、これは、現在の議会と考えが合わなくなっている過去の議会決議について、そのまま残すのではなくて、現在の議会の意思に合うように、新たな決議などによって整理・見直していく、を図るべきであると。こういった趣旨と解釈しておるんですが、このような理解でよろしいのでしょうか。

○原田委員長 これ、事務局どう考えますか。

土居事務局長。

○土居事務局長 尾崎委員がおっしゃられるとおりでございます。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 この陳情が、過去の議会が意思決定した決議について、現在の議会の意思との関係で整理・見直しの必要性を述べられているものということなんですけれども、この指示された文書においては、中見ますと、具体的にどの決議を指しているのかが示されておりません。そのため、現時点では特定の案件を前提として内容を判断することが難しいなど感じておりますが、この点についてはどのように考えるべきなのか、お伺いいたします。

○原田委員長 特定の案件ですかね、うん。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その辺も含めて、付託して協議すべきじゃないんですかね。でないと、ここで事務局の見解を求めても、いけない、やっぱり議会で協議すべきだと私は思います。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 その議会のこの決議の性質についてなんですけれども、この議会の決議というのは、その時点の議会の意思を表明するものでありまして、この過去の決議について、現在の議会の考えと異なる可能性があるというこの理由だけで必ず見直し決議を行わなければならないという性質ものではないと考えるんですけれども、この点について、議会運営委員会としてどのように判断していけばいいのか、ちょっとお伺いいたします。

○原田委員長 確かにこの陳情はなかなか理解ができないところもあると思うんですが、これについて嘉喜山委員のほうから、これを委員会で、委員会に付託したらどうかという意見が出たんで

すが、ほかの方はどうでしょうかね。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

尾崎委員。

○尾崎委員 議運としての取扱いということで、一つ私の提案でありますけれども、これについてはもう議員配付という形で、それで留めるのでいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○原田委員長 という意見なんですが、それで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

陳情の件はほかにございませぬかね。

ないようでしたら、続いて、追加議案について、理事者提案について、何か理事者のほうからありませんかね。

濱総務課長。

○濱総務課長 今現在、保健福祉課のほうから追加議案の依頼が来ております。今これ、現在進行形で協議をしているものもあり、その内容につきましては次回の議運にてお知らせしたいと思います。

○原田委員長 ほかにはありませんかね。

ないようでしたら、続いて、議会提案について事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 私のほうから議会提案につきまして現在の状況を説明いたします。

まず閉会中の所管事務調査、議会運営委員会を予定しております。

また、「第76回全国植樹祭愛媛2026」への正副議長、産業厚生常任委員会正副委員長の議員派遣を予定しております。

以上です。

○原田委員長 ここで執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

○原田委員長 続いて、各委員会等の開催についてですが、議会運営委員会は、一般質問等の審議のために、3月11日の水曜日、10時より開催をいたします。

続いて、会期中の常任委員会の開催ですが、これは各常任委員会、どうですかね、開催の予定は。会期中です、ありませんかね。

○鷹野副委員長 会期中します。委員会で、今度新しく所管事務調査、内容について、委員会を開催します。やるかどうかという。

○原田委員長 委員会かな。協議会やなしに。

○鷹野副委員長 協議会やなくて、委員会で。

○原田委員長 何日。

○鷹野副委員長 訂正します。委員会から協議会にします。日程はまた、はい、委員にお知らせします。

○原田委員長 ということで、各常任委員会の開催はない、会期中はないということですね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 続いて、閉会中の常任委員会の開催なんですが、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は所管事務調査申出書を3月9日、月曜日の17時までに事務局へ提出をお願いいたします。

続いて、議員全員協議会ですが、これは予算勉強会といたしまして、3月9日の月曜日、そ

して3月10日の火曜日、別紙のとおりに、日程表のとおりに、10時より議場にて、令和8年度愛南町一般会計予算・特別会計予算・事業会計予算についての当初予算勉強会を開催いたします。勉強会は日程表のとおり、まず歳入全般、次に一般会計歳出より、款の順序により、担当課が出席をするということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 例年どおりです。

次に、議会に関する確認についてですが、初日、6日は、第34号議案、令和8年度愛南町下水道事業会計予算についての提案説明までとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 続いて、その他といたしまして、議会基本条例の検証について。前回の、これ議会資料の1をお開きください。

これは前回の続きになりますが、この議会基本条例の検証については、議会運営委員会で検証作業を行うことになっております。事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは議会資料1を御覧ください。

前回の議会運営委員会で提示いたしました資料に、取組状況としてハラスメント防止条例策定について検討を加筆しております。事務局で、議長を除く議員13名から提出していただいた評価シートを集計しておりますので、内容を御確認いただき、赤字で書いております評価理由と今後の取組について、訂正・修正等をお願いいたします。本日頂いた御意見で再度修正し、次回の議会運営委員会で最終確認し、修正等があればその修正後、議長へ提出し、全協にて報告の予定となっております。

以上です。

○原田委員長 今、説明がありましたが、赤字で書いておりますその評価理由と今後の取組ですね、これについて、訂正とか修正などありましたら、御意見を頂きたいと思うんですが、どうでしょうか。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの件で何か御意見ございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 私はこの評価集計表に入っていたAIの積極的活用をぜひ入れていただきたいと思います。このスキルをまずつけるということを、二元代表を実質化するために、やはり議会の調査機能ですとか、情報収集機能を飛躍的に高めることができますので、ぜひAIは、これほかの議会の傾向でもありますので、愛南町議会においても早急に取り入れる方向で、研修なりをするということを入れていただけたらと思います。

○原田委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、ただいまの件、事務局どうですかね。いいですか。はい。

じゃあ次回の議会運営委員会で最終確認をしたいと思います。

続いて、令和8年度の議会定例会開催予定案について、事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、令和8年度議会定例会開催予定案につきまして、前回の当委員会で、12月議会の会期の見直しをという御意見がありましたので、その点につきまして、来年度から導入をできるよう現在検討いただいております、予算・決算の審議の運用について、そちらを絡めてちょっと資料をつくりましたので、紙資料になるんですが今からちょっと配らせていただきます。

(資料配布)

○土居事務局長 今、お配りした紙の資料をちょっと説明させていただきます。

来年度の定例会日程案につきましては、先ほど申しましたように、現在、皆様で検討いただいております、予算・決算の審議方法について、こちらと、こちらについても考えねばならないということで、ちょっと事務局のほうで資料をまとめてみました。

1番目の経緯と検討の原点といたしまして、令和5年1月20日開催の議会活性化特別委員会におきまして、予算・決算審議の在り方について御協議されております。こちらの会では採決の結果、委員6名中4名が現在の本会議制、本会議中心の審議を維持すべきとの考えを示されております。当時のまとめといたしましては、現在の本会議主義を取りながらも、議員同士が議案について協議できる場を設けるべきというような方向性が示されておりました。

先般の当委員会で、12月定例会を含め、12月定例会の会期の延期をというような御要望がございましたので、仮に全予算の委員会付託、一律運用における実務上の懸念についてまとめてみました。12月定例会を含めまして全ての予算審議を委員会制へと拡大する場合、次のようなリスクを慎重に検討する必要があります。

まず、1点目、迅速な意思決定、町民サービスへの影響ですね。突発的な案件への対応、国の臨時交付金の活用による緊急支援や災害復旧など、緊急臨時会を開催し、補正予算を計上するケースが多々ございます。機動性の確保といたしまして、こうした緊急案件に対し、一律に委員会付託、会期延長をルール化してしまうと、速やかな予算成立、町民への速やかな支援を議会が停滞させしまうリスクがございます。

2点目といたしまして、補正予算の性格と審議の効率性でございます。事務的な修正への対応、補正予算には新規事業だけでなく、入札残による不用額の整理や人件費の確定に伴う過不足調整など、事務的な内容が中心になるものも多くございます。形骸化の防止です。こうした事務的な予算まで一律に委員会付託とすれば、審議が形式的になり、令和5年に掲げた議員同士の深い協議という目的が薄れる懸念がございます。

以上の点を踏まえまして、事務局の案といたしまして、令和8年度から、まずは、仮に委員会制による予算・決算の審議を行えるということであれば、令和8年度、導入当初は、試行案といたしまして、9月定例会での決算審議、そして3月定例会での翌年度、次年度の当初予算の審議について、委員会付託による審議をされてはどうかというふうに考えております。残りの補正予算であるとか、臨時的な臨時会による補正予算計上については、現行の本会議制によりまして、迅速、機動的な議会運営の維持を確保されてはいかかかと考えております。

現在、当委員会で皆様に御検討いただいておりますが、まだ議員全員協議会では、議会運営委員会、当委員会で検討中のみの報告でしたので、まだ来年度より導入というような周知はできておりません。その辺りを踏まえまして、導入されるにしても、導入初年度は、9月定例会での決算、3月定例会での次年度の当初予算についての委員会制による審議をいただきまして、残りの補正予算や臨時会につきましては、どういうふうな対応をしていくのか当委員会で皆様で御協議いただいて、ルール化していくのがよろしいのではないかと考えております。

その点を踏まえまして、前回の12月定例会の会期の延長について御確認いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がございました。

令和8年度からの試行案といたしまして、今説明があったように、9月の決算、3月の予算については、委員会付託ということで、あとの12月、6月及び臨時会については現行の本会議制でやってみてはどうかという、事務局からの案がございました。

これについて何か御意見ございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 予算委員会、設置することなんですけれども、具体的に、現状の勉強会とこの予算・

決算委員会を設置した場合の具体的な違いですよ、それを明快に示していただければちょっと考えやすいんですけども、ちょっと漠然として、ちょっと判断がつかんのですが。

○原田委員長 これについては、前々回の議運やったかな、新居浜市のほうの委員会について、タブレットかな、これで見るとある案もあったんですが、まだなかなかこの違いというのがなかなかまだ皆さん浮かんできていないと思うんですが。

事務局、どんなに、この辺り捉えていますかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 尾崎委員より御質問がありました、現状の勉強会と委員会制の違いについて、本日はちょっとまとめたものは持ちございません。

やり方としては、今行っております決算勉強会、3月定例会で行う当初予算勉強会の手法になるかとは思いますが、ただ以前の、先ほど資料で説明しました議会活性化特別委員会でも、当時の局長から説明あったと思うんですけど、予算・決算って分けたりすることできないんです。下部組織として、例えば、現在あります産業や総務の委員会を活用するとして、分科的に設置して、委員会をされるところはあつたりするんですけど、当時の議会活性化委員会の会議録等を私確認して資料作成したんですけど、要するに委員会制を取った後の議員の皆様同士のそういう協議できる場が、やっぱり設けるべきって意見があったので資料に記述させていただきました。

ただ、委員会制になって今の本会議制の勉強会とあまり変わらないのであれば、そんなに、導入するものでもないのかなという御意見もあるかもしれませんが、当委員会で御検討いただく際に、昨年資料提示させていただいた県内19市町、そしてお隣の宿毛市の状況を確認しますと、本町以外は大体、委員会制を導入されるところということでございます。

事務局といたしましてもまだ明確に本日、御説明をすることがちょっと知識が欠けておりますので、再度確認し、まとめた上で皆様に御提示できればというふうには考えております。差し向き、次年度もそこに来ておりますので、現在お示ししている案で取りあえずいくのか、それとも、12月も、補正予算も審議するのであればもう1週間延期するのかわかりませんが決めていただけると幸いですので、御確認いただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

○原田委員長 今、事務局より説明がございました。

どうでしょうかねこれ、試行案で、9月、3月、一回委員会制を導入したらということですが、やってみましょうかね。

どうですかほかに意見は、いいですか。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 ほんで、先ほど尾崎委員が言われたように、委員会制にすれば、その区分けですよ。何款はどこ、何款はどこか、そういうことできんから、もう全員でやるしかないですよ。全員で委員会っていう名前の形式を使うのか、今までどおり、今までどおりやったら勉強会プラス本会議っていう感じなんだけど、そこらがちょっとはつきりしとかなないと、委員会付託っていうたら、委員会に付託するけん今ある委員会に移していかないかんから、その辺をはつきりしとくべきやと思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やっぱしこれは、特別委員会を立ち上げて、全員で委員になった上でやっていくという方向やと私は思っています。だから、この分野は産業とか、この分野は総務とか、そういう考えはできないと思っています。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 多分同じ形でいくと思うんですけど、ちょっとおぼろげに私自身感じておるのは、委員会とこの勉強会との違い、通常は質疑は自分の意見を交えてはならないと、条例にあります

よね。現状の勉強会では、どうしても質疑にだけじゃなくて自分の意見が入ってしまう部分が多々あるんですけれども、現状、本来ならこの勉強会では質疑だけで、適正な判断をするための質疑に徹するべきなんですよ。

委員会になれば、そうではなくて、委員会の中でそれぞれの意見を持ち寄って、議員の総意としての意見も議会として議場に出せるのかな、その違いがもしかしてあるのかなと、ちょっとその辺は定かではないんですけど、そんな感じはするんですけど、事務局のほうでちょっと調べてもらいたいと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 おっしゃるとおりだと思います。委員会として、例えばその予算の、議会としての変更権とか、否決権っていうのを表明できるっていうことが出てくるのではないかと思います。今の本会議主義ですと、議員個人が出すしかできなくて、付託されていないので、そこが一番大きいことかなと。

それから、もちろん、本会議においては、委員会主義になった場合には本会議において、委員長が議員からの質疑を受けると、執行部は一切出てこないということになることも大きな違いかと思えます。

この14人っていう規模で、議長を除いて13人が委員になって、特別委員会立ち上げて、そういうその予算の変更権とか否決権とかを掘り下げて議論できるのか、ちょっと多いような気もしますけどでも、7・7に分かれて、6・6になるとても少ないような気もしますので、そこはやっぱり専門家の意見を聞くなりして、やはりメリット・デメリット、客観的に専門的に検証したほうがいいと私は思います。

○原田委員長 どちらにしろ来年度、8年度どうするかなんですが、ここで一応、方向性を決めたいと思うんですけど。どうでしょうかね、もう、この事務局の試行案、これでやってみる方向にしましょうかね。どうします。

尾崎委員。

○尾崎委員 この形でやるってことはもう前提として、先ほど申し上げましたように、明確な違いというのも検討段階で出してもらって、それをしっかり理解した上で臨めばいいのではないかと思います。

○原田委員長 ほかに御意見。

金繁委員。

○金繁委員 その前に一応その全協に諮ったほうがいいのではないかと思います。一応その特別委員会、活性化委員会が出した結論を、議会全体で、前期で議員も入れ替わっているとはいえ、一応全員の、議会としての決定だったので、そこを変更するということなので、全然反対しているわけではなくて、一応その全協にかけてっていうプロセス踏んだほうがいいんじゃないかなと思います。

○原田委員長 当然、全協にはかけんといけんと思います。

一応この方向でやっていくということで、議運の検討結果としてはこの方向でいくということでもよろしいですかね。ほかに御意見ございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 このことに関して、所管事務調査の対象にはなりうるんでしょうか。どうなんでしょう、ちょっと。

○原田委員長 この委員会付託が所管事務調査の対象になるかと。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

- 原田委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
来年度からの委員会付託なんですが、どうでしょうか、誰か意見ございませんかね。
嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員** やはりこれをするためには条例改正とかその辺も必要になってくるので、6月をめどにやるということになります。で、一応、4月の早期の段階で2団体ほど、視察というか研修に行った上で、議運で視察に行った上で、方向性を決めて全協に諮っていくという方向でいいんじゃないかなと思うんですが。
- 原田委員長** 今、そういった意見が出ましたが、ほかどうでしょうか。
尾崎委員。
- 尾崎委員** 私も賛成です。視察先についてはやっぱり愛南町と同じくらいの定数のところがいいかなと思います。宿毛とか四万十とか土佐清水方面ですね、あちらのほうをちょっと調べていただいて、可能であればその辺りでできたらと思います。
よろしくをお願いします。
- 原田委員長** ほかにございますか。一応その方向でいいですかね。
(「はい」と言う者あり)
- 原田委員長** 先ほど事務局から説明のあった、令和8年度の試行案、一応この方向でいくということによろしいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 原田委員長** そうします。
続いて、令和8年度の愛南町議会議員研修事業計画案について、事務局より説明を求めます。
土居事務局長。
- 土居事務局長** それでは、議会資料3、令和8年度愛南町議会議員研修事業計画案を御覧ください。
こちらにつきましては、令和8年度は当初予算で議員の皆様全員での視察研修の予算を要求しておりますので、それが今年度比べて追加となっております。残りの研修につきましては、現在分かる範囲では記載しておりますが、また議員の皆様の方で御提案がありましたら御意見をお聞かせ願えたらと思います。よろしくお願いたします。
- 原田委員長** 議会資料3のとおり、研修事業計画案について、何か質疑があればお願いたします。
尾崎委員。
- 尾崎委員** 5番の議員の研修でありますけれども、先ほどお話もありましたが、A Iの関係をぜひこの5番の研修辺りで検討されてはどうかと思うのですが。それと6番の、2年に一回のですね、議員の全員の視察、これも未定になっておりますけれども、時期もちょっと大変かと思いますが、一つの案として、ちょうど今、南宇和高校の学生寮を検討されているムービングハウスについて、議員視察として生産工場とか実際の学生寮の視察を実施しては、これを検討してはいかがでしょうか。
これは町の将来に関わる重要な本当に政策判断になろうかと思っておりますので、町民の意見もある中で、資料だけではなくてやっぱり実際にこの目で見て確認した上で、我々議員も判断することが重要ではないかと思っておりますので、その辺りちょっと検討いただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。
- 原田委員長** 尾崎委員よりそういった意見がございましたが、ほかはどうでしょうか。
金繁委員。
- 金繁委員** 5番の議員研修、A Iに関して賛成です。私もしたほうがいいと思います。
それからもう一つ、5番の議員研修で、以前からここでも言っていますし、今日の議会基本条例の評価検証シートにも入っていたと思うんですけど、やはり二元代表、議会、議員の果た

すべき役割について、町政に対する監視・評価機能を発揮するために、二元代表を中心とした研修会も早急に行ったほうが良いと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○原田委員長 ほかは。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 5、6については異議はないんですけど、4番のハラスメント防止議員研修について、今の予定でいくと、条例、6月までにはできるかなと思うので、それについての研修。今まで、今年度までと同じような研修方針じゃなくて、条例に基づいた研修にしてはどうですかという意見です。

○原田委員長 今、嘉喜山委員より条例に基づいた研修はどうかという話なんです。まあ順番を追っていきましょうかね。いいですかね。

事務局、今そういった意見がございました。何かありませんかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 御意見頂きありがとうございます。

まず(5)議員研修、大学教授等になっておりますので、先ほどおっしゃられたAI研修につきましても、事務局のほうでちょっと調べてみます。

あと、ちょっと順番逆になりましたが、4番ハラスメント防止議員研修、こちらについては執行部のほうと同じ研修というか講師の方で毎年行っております。それにプラスして嘉喜山委員がおっしゃられた、現在検討いただいておりますハラスメント防止条例が完成いたしましたら、そちらの内容を踏まえての研修が可能かどうかについてはまた事務局のほうで調べさせていただきます。

(6)議員の視察研修の尾崎委員から御提案があった、南宇和高校学生寮の建設に伴うムービングハウスの関係が、執行部のほうからの説明があったと思うんですが、そちらについての視察については、多分、ムービングハウスの会社が北海道でしたかね、北海道のほうになりますので、そちらのほうの確認と、あと北海道まで仮に視察に行くとなれば、北海道なりで、そのほかの研修もあるほうが有意義なのかなあと。ムービングハウスだけ視察に行くのも一つの案だとは思いますが、その辺りはちょっと調べてみないと分からないので、ちょっと調べさせていただきます。

以上です。

○原田委員長 ほかにはございませんかね。

池田委員。

○池田委員 6番の、さっきの事務局の説明にあったように、ムービングハウスだけでなく、ほかの視察場所もちょっと検討してみる必要があると思います。

それとムービングハウスも、工場見学であるのなら、製作しよるときと合わさないとか、いろいろその辺は考慮に入れてもらって。工場だけ見に行ったって、造りよるところ見なんだらどうしようもないですし、その辺は。

それと、現地の、既に建設されるところも1か所2か所、いろんな条件の、要はここでどういう計画が最終的になるか分からないんですけど、平家建ての執行部から示された、前示された資料では平家建ての建物であったとか、そういう条件を合わせて、なるべく合わせていただいたほうが良いと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ムービングハウスの視察ということなんですけど、今、執行部のほうから、ムービングハウスも含め、どんな案にするか検討中ということで、もしかしたらムービングハウスにならない可能性っていうのも否定はされていないと思うので、やっぱりそこを見極めるタイミングも必要だと思うのと、それから、町民の中にいろんな意見があり、もちろん県外からの高校生の受入れには賛成で、受入れ体制を整えないといけない、けれどもムービングハウスがバス

トなのか、それともほかの、ある施設を活用して整えることがいいのではないかっていう御意見もある中で、ムービングハウスだけではなく、既存の施設も活用した事例もやはり見ることが、議員として公平なというか、説得力のある結果になると思いますので、その辺はほかの案も見たほうがいいと思います。

○原田委員長 ほかございませんかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かに今、金繁委員言われたとおりだと思います。私としては、ムービングハウス一本に絞らずに、魅力化に関することについての視察研修という方向で、行ってはどうかと思います。

○原田委員長 ほかにはありませんかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 ムービングハウスを見に行くということは、結果ありきで行くわけではなくて、一つの判断材料として行くわけなので、ほかの選択肢として空き家を利活用するとか、廃校施設を利活用する事例もあろうかと思いますが、できましたら、当然そちらも含めて見て、最終的に我々がきちんとした判断ができるようになればと思いますので、広い視野でちょっと検討していただきたいと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 尾崎委員の意見に賛成です。

それで、何かムービングハウスってムービングハウス協会があるんですね。北海道だけではなく、ほかにも会社はあるようですので、ほかの選択肢、北海道の会社に限らずあるのかなと思います。

あわせて、やはりその、受入れ体制を整えることにはもちろん賛成という方すごく多いんですが、先ほどのどんなオプション、ムービングハウスなのか、空き家活用なのか、社宅活用なのかいろいろあると思います。で、かつその財政をどうするのかって、ここ私たち一番チェックしないといけないところなんですけど、町ではなくて県がしっかりと出しているところもあります。鳥取だったか島根だったかと思うんですけど。なので、その辺もやっぱり議員としては、議会としては、そういう自治体を視察するっていうことも大事ではないかなと思います。ぜひ財政的な側面も併せて勉強できたらと思います。

以上です。

○原田委員長 いろいろ御意見出ましたが、議運の協議結果としたらムービングハウスに限らず学生寮として、どういうのを、ほかの自治体、どういった寮を使用しているのかという、そういった視察をしたらどうかという意見だったと思いますけど、まあこの学生寮に関しては、なるべく早い時期に決定しないといけないので、この視察をするとなると、もう来年度すぐにでも、これ行くような形になると思うんですが、そこら辺りを踏まえて、ちょっと事務局もそこら辺りちょっと検討していただいて。

(発言する者あり)

○原田委員長 無理のないような視察にせんといいんと思います。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういうこともあるので、3月の全協時に提案はすべきだと私は思います。4月実施の方向で。

○原田委員長 ちょっと日程的に、どうかなと考え、まあ私の意見言うたらいいのでこれも。まあそこら辺り事務局ちょっと検討してみてください、そういった意見が出ましたので。

それと、さっきちょっと皆さんに諮るのを忘れとったんですが、令和8年度の議会の定例会の開催予定ですね。この別紙にある予定、これこのままでよろしいですかね、8年度の計画は。6月、9月、12月、3月、いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあこのように計画をしておきます。

そして、あとその他ですが、何かございませんかね。

事務局何かございませんかね。ないですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ハラスメント条例は、やはり広く意見募集とか、そういう方向は。今のところどうなるんですか、方向性として。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 ハラスメント条例につきましては、第一法規株式会社に条例の審査をお願いする際、総務課に一応問合せしました。ただ一応、議会内部の条例になるので、パブリックコメントまではしなくてもいいのではというような担当の意見もございましたが、昨今の町民の皆様への反応等を見ますと、パブコメをされても問題はないとは思いますが、総務の見解はそういう見解でございました。

以上です。

○原田委員長 ほかにその他でありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ということは、ここで、するしない、まずは案を決めないといけない。前回全協でパブコメをするみたいな話を出したと思うんですけど。延ばす理由としてそれも挙げたように思うんですけど、違いましたっけ。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 前回の全協で事務局から周知したかどうかはちょっと確認しないと分からないんですけど、議会基本条例のときはパブリックコメントをしていたので、それを今回ちょっとお話ししていない、当委員会でお話ししていなかったなっていうお話を、この場でしたか全協でしたかはちょっと定かではないんですけど、といったところです。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は今の議論を聞いていて、パブリックコメントしたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、やっぱり私たち一人一人議員、この町民の、全町民の代表ですよ。全町民の代表の行為に関わることでありますので、町民の意見は聞いておいたほうがいいと。将来的に議員になっていくっていう方たちも潜在的にももちろんいらっしゃるんで、やはりオープンに御意見を頂いておくのがいいのではないかと思います。

○原田委員長 金繁委員より、パブリックコメント。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 すること自体にどうこうはないけど、でも、やるやらないの線引きを、きちんと基準を決めとかんと、何でもかんでもやっていいというものでもないと思うので、その辺は今後また協議していくべきだと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 そうですね、つくったほうがいいですよ。それで、思うんですけど、条例にするということはやはり何らか、住民と関係があるから条例にするんですよ。内部規程であれば、要綱なり申合せ事項なりでいいはずで、ですので条例であれば、基本的にはパブリックコメントをするのが筋ではないかと私は考えますが、どうなんでしょうか。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 議会基本条例もされたということでありますし、条例である限りは同じ同列ではないかと思うんですよ。片方やって片方せんというのはちょっとよろしくないんで、条例としてやるのであれば、今回の条例も同じように粛々とやるべきではないかなと思います。

○原田委員長 池田委員。

- 池田委員 これも、よその自治体の事例を調べて、ちょっと参考にしたほうが良いと思います。何もかも条例って言ったら、そしたらね、職員の給料とかそういうのまでパブコメに出さんといけんなってくるんで、そこら辺は逆に混乱を招くっていうか物すごい労力も要るし、いろんな。そういうところもちょっと考慮には入れんといけんと思いますので、その辺をちょっと調べたほうが良いんじゃないかと思います。
- 原田委員長 今ここですぐに結論いうわけにはいかんと思うんで、ちょっとまた、事務局、執行部とも。
土居事務局長。
- 土居事務局長 御意見ありがとうございます。
池田委員がおっしゃられたように、先進自治体議会がどのようにされとるか、まずは県内の上島町確認してみますので、その確認した状況を次回の当委員会に報告させていただきます。
次回、条例案、法令審査窓口である総務課から第一法規株式会社のほうに審査の際に法制執務相談された回答を踏まえて、現在事務局のほうで条例案の見直しをして形になりつつありますので、その状況を皆さんに再度確認いただく際にその状況を報告させていただいたと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 原田委員長 金繁委員。
- 金繁委員 その際にぜひ考慮いただきたいんですけども、愛南町は特に、南予の中でも唯一というか県内でも珍しいと思うんですけど、自治基本条例というのがあります。それを受けた住民参画基本条例があります。本当にこれすばらしい先進的な条例です。そういうような条例がある自治体とない自治体によって、やはりこういう場合の考え方というのは違ってくると思いますので、やはりこの先人がつくってくれたすばらしい条例に沿った形になるように、私も考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 原田委員長 ほかに何かございませんかね。
ないようでしたら、閉会をよろしく。
- 鷹野副委員長 ありがとうございます。慎重審議、長時間にわたりありがとうございます。以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長